

平成28年4月26日

新潟市建設工事入札参加者 各位

東部地域下水道事務所建設課
財 務 部 契 約 課

東下第7号の個別説明書の訂正
及び差し替えについて（お知らせ）

平成28年4月26日(火)に公告した、「東下第7号 新崎処理分区枝線631～635 下水道工事」について、個別説明書に訂正がありましたので、差し替えて掲載いたしました。

お手数をお掛けしますが、再度確認をお願いいたします。

○訂正内容

個別説明書

技術評価に関する事項において、優良工事表彰等の【区分】に誤りがありましたので、下記のとおり訂正します。

・訂正前

区分 土木一式(下水道開削,
推進, 管更生を除く)

・訂正後

区分 下水道(推進に限る)

総合評価方式個別説明書（特別簡易型）

H28.4.1 以降

総合評価方式の入札に関する事項	工事番号	東下第7号			
	工事名	新崎処理分区枝線631～635下水道工事			
	総合評価方式の区分	特別簡易型 I型	パターン番号	T1(土木)	5
	評価項目及び配点	本公告に添付の「技術評価点自己評価表」に示す項目及び配点			
	※1 技術評価点自己評価表の提出	提出期間	平成28年5月19日 8時30分～平成28年5月23日17時00分		(注1)
		提出書類	本公告に添付の「技術評価点自己評価表（別記様式第1号）」		
		提出方法	新潟市ホームページ【申請・届出の総合窓口のページ】の電子申請システム（ https://info-navi.city.niigata.lg.jp/navi/govTop.do ）		(注2)
	※2 技術資料等の提出	提出期限	落札候補者とする旨の宣言又は通知を受けた日の翌日(休日を含まず)		
		提出書類	下記の「落札候補者の提出資料について」に掲げる書類		
		提出方法	当該案件発注担当の本庁契約課若しくは区役所契約担当課へ持参		
総合評価結果の公開	公開予定期日	開札日の翌日を予定			
	公開場所	新潟市ホームページ【契約課のページ】 (http://www.city.niigata.lg.jp/business/keiyaku/nyusatsu/index.html)			
評価結果の疑義照会	照会期間	公開日より3日後の17時まで(ただし、土日、祝日など閉庁日は除きます。)			
	照会方法	評価結果に関する疑義内容を電子メールにより技術管理課へ照会【メールアドレス: gijutsu@city.niigata.lg.jp】			
技術評価に関する事項	工事成績平均点	対象期間	公告年月日	工事成績評定対象しゅん工年月日	
			平成28年4月1日～平成28年5月31日 ➡	平成24年4月1日～平成28年1月31日	
			平成28年6月1日～平成29年3月31日 ➡	平成24年4月1日～平成28年3月31日	
	対象工(業)種	①下水道管更生を除く土木一式 ②とび・土工・コンクリート(交通安全施設及び解体を除く) ③鋼構造物 上記①～③の全て			
		企業の工事成績(回数)	「評価する対象工事」は、工事の施工内容に100m以上の推進工及び20m以上の開削工による下水道管渠工を含むものとする。		
		配置予定技術者の工事成績	※ なお、評価は一契約単位で行います。		
	同種・類似工事	企業としての施工実績	「評価する対象工事」は、工事の施工内容に200m以上の推進工及び40m以上の開削工による下水道管渠工を含むものとする。		
		配置予定技術者の施工実績	※ なお、評価は一契約単位で行います。		
「評価する対象工事」は、工事の施工内容に100m以上の推進工及び20m以上の開削工による下水道管渠工を含むものとする。					
優良工事表彰等	優良工事表彰等は、新潟市優良工事表彰実施要領(細目)で定める右記の区分により評価する。		区分	下水道(推進に限る)	

周知事項	※1	入札参加者の提出資料について	新潟市総合評価方式実施要領 第8条に規定するものです。	提出が必要なもの
			① 技術評価点自己評価表(別記様式第1号)	<input checked="" type="checkbox"/>
	※2	落札候補者の提出資料について	新潟市総合評価方式実施要領 第7条及び第17条に規定するものです。	提出が必要なもの
			① 技術資料等の提出について(別記様式第2号)	<input checked="" type="checkbox"/>
			② 企業の技術力及び配置予定技術者の能力確認資料(別記様式第3号)	<input checked="" type="checkbox"/>
			③ 地域・社会貢献度等確認資料(別記様式第4号)	<input checked="" type="checkbox"/>
			④ ボランティア活動による地域貢献の実績(別記様式第5号)	評価項目として設定された場合
			⑤ 雇用状況報告書(様式6号)	<input checked="" type="checkbox"/>
			⑥ 障がい者雇用を証明する書類	評価項目として設定された場合
⑦ 工事成績, 施工実績を証明する書類			<input checked="" type="checkbox"/>	
⑧ 上記の②～⑦の書面に記載した内容を証明する資料 ただし, ④及び⑥に係る証明資料は, 評価項目として設定された場合に限る。	<input checked="" type="checkbox"/>			
注意を要する事項	共通事項	別掲「自己評価にあたっての留意事項」を参照し記入してください。なお、「自己評価にあたっての留意事項」は随時更新することがありますので、最新のものを参照してください。 新潟市ホームページ【産業・経済・ビジネスー総合評価に関するお知らせー重要なお知らせ】 (http://www.city.niigata.lg.jp/business/doboku/sougou/important.html)		
	注 1	提出期間内に技術評価点自己評価表等の提出がない場合や不備がある場合は失格となります。 ① ただし, 新潟市電子入札実施要領第5条による辞退届を提出した場合は, 辞退の扱いとします。 ② 提出期間以外に届いたものは受理しませんのでご注意ください。 ③ 電子署名の認証が正しく行われていない申請の場合は失格となります。 ④ 「受理」若しくは「不受理」の結果については, 提出後、適宜お知らせします。		
	追記	提出期間内に技術評価点自己評価表を複数提出した場合, 提出期間内において, 一番最後に届いたものを評価します。 (最初に提出した自己評価表が有効であっても, 最後に提出した自己評価表が無効の場合は, 失格の扱いとなります。ご注意ください。) ⑥ 提出した技術評価点自己評価表が有効かどうかというお問合せには, お答えできません。 ⑦ 有効・無効の取扱いについて, 市からその取扱いをお知らせしません。ご注意ください。		
	注 2	配置予定技術者は、「主任技術者及び補助技術者の専任要件の緩和措置の取扱い」の範囲で兼務が可能ですが、入札質疑の期間内で予め確認することが必須となります。詳細については、新潟市ホームページをご確認ください。		
様式について		技術評価点自己評価表を提出する「電子申請システム」は、「電子入札システム」とは異なります。ご注意ください。 技術評価点自己評価表の提出は, 電子申請システムによる提出を原則としますが, 入札参加者が使用する機器(パソコン)等に不慮の障害が発生し, 一定の条件に合致する場合, 紙ベースでの提出を認めることとします。 詳しくは, 技術管理課のホームページでご確認ください。		
		ホームページ【技術管理課(建設工事総合評価方式)のページ】 (http://www.city.niigata.lg.jp/business/doboku/sougou/sougou_trial.html)よりダウンロードしてください。 ①		
		② 要領・様式等は随時更新することがありますので, 最新のものをご利用ください。 ※ 記載内容に虚偽があった場合は, 指名停止となる場合がありますのでご注意ください。		